

せたな町

こども誰でも

通園制度

のご案内

こども誰でも通園制度でできること

園の活動を子どもに体験させることで、物や人への興味が広がり、発達を促すことができます。

子どもの発達や食事などに不安がある場合、経験豊富な保育士や栄養士からアドバイスを受けることができます。

毎日の育児でたまった疲れを癒やすための時間が確保できます。



◎対象となるお子さん

0歳6か月～満3歳未満(保育所、こども園に入所していないお子さん)

※せたな町に住所がなくても利用可能です！

※療育や医療ケアが必要なお子さんは事前に実施施設へご相談下さい。

◎利用可能時間 8:00～11:00

※1時間単位でのご利用で、月10時間までです。

※初回は利用希望する1ヶ月前までに町へ申請し、利用希望する実施施設へは10日前まで、2回目以降は7日前までに実施施設へお申し込み下さい。

◎利用開始日 令和8年4月20日～

※年度はじめ、年度末、行事等、施設の事情により受け入れができない場合もあります。

こども誰でも通園制度実施施設

名 称	住 所	電 話 番 号
認定こども園きたひやま	北檜山区豊岡 259 番地 1	0137-84-5255
瀬棚保育所	瀬棚区本町 680 番地 1	0137-87-3164
大成保育園	大成区都 332 番地	01398-4-5022

◎一時保育との違いは？

一時保育は「保護者の立場からの必要性」に対応するものであり、こども誰でも通園制度は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、育ちを応援するのが目的です

◎利用料金 1時間:275円 (3時間:825円)

※給食の提供はありません

◎利用方法

STEP1 認定証の発行

せたな町こども家庭センターもしくは、こども家庭庁こども誰でも通園制度のホームページより利用申請可能です。申請完了後、認定証が発行されます。

STEP2 実施施設への利用申し込み

誰でも通園制度のマイページより利用希望する実施施設へ直接お申し込み下さい。
初回のみ実施施設との事前面談があります。

STEP3 利用料のお支払い

利用後は月締めで納付書が送付されます。せたな町役場出納室、町内金融機関、郵便局にて利用料のお支払いをお願いいたします。



【問い合わせ先】

せたな町こども家庭センター 子ども子育て支援係 0137-84-5115
※実施施設に関する事は各実施施設にお問い合わせください。